

令和4年第9回農業委員会総会議事録

令和4年9月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和4年9月1日(木)

午後3時開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第49号 農地法第3条許可について

議案第50号 農地法第4条許可について

議案第51号 農地法第5条許可について

議案第52号 農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 令和5年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

[報 告]

報告第50号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第51号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第52号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第53号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第54号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第55号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎	17 番 片 上 英 行
18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也	20 番 前 田 峰 子
22 番 外 蘭 香	23 番 蛭 原 安 德	24 番 松 田 真 郎

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	14 番 持 原 義 信	21 番 中 村 和 寛
-------------	--------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	副主幹兼農地調整係長	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳	農地調整係主任主事	領 家 健 志
総務係主任主事	新 川 竜太郎		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 鬼塚健太 

委員 前田峰子 

午後 3 時開会

○議長（松田） これより令和 4 年第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、14 番持原義信委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5 番鬼塚健太委員、20 番前田峰子委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局に説明させます。

○事務局（長谷川） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 5 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 49 号「農地法第 3 条許可について」は 9 件でございます。

議案第 50 号「農地法第 4 条許可について」は 7 件でございます。

議案第 51 号「農地法第 5 条許可について」は 21 件でございます。

議案第 52 号「農用地利用集積計画の決定について」は 47 件でございます。

議案第 53 号「令和 5 年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」は 1 件でございます。

以上、審議件数は 85 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、11 万 7,305.22 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、7 万 862.22 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 49 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 184 番までを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しております。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。2ページの番号187、4ページの番号192が該当しますが、基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期等を勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、案件について御説明いたします。

番号184、議案第51号10ページから12ページまでの番号151を御覧ください。関連がありますので併せて御説明いたします。

なお、これらの申請は、8月総会の営農型太陽光発電、5月総会のハランに関連するものです。

それでは、お手元の「営農型太陽光発電資料」を御覧ください。

申請地は、1ページの位置図が高浜地区16筆の15区画、2ページの位置図が浦之名地区2144-1外2筆の1区画、3ページの位置図が浦之名地区2641-1外5筆の2区画、4ページの位置図が浦之名地区3741-1外1筆の2区画で、合計27筆の20区画、2万6,809平方メートルとなっております。

本案件は、太陽光パネルがある農地の空中部分につきまして、区分地上権を設定するための申請で、受人は大阪市に本拠を置く電気工事業等を営む法人です。

申請内容は、太陽光パネルを設置する農地の空中部分2.5～3.2メートルの区分地上権の設定を行い、設定の期間は一時転用と同じ10年間となっております。

次に、議案書10ページから12ページの番号151を御覧ください。

本案件は、太陽光パネルを支える支柱部分などの一時転用の申請で、受人は議案書1ページの番号184と同じでございます。

申請内容は、20区画に対して、太陽光パネルを支える杭が合計1,946本、電柱に引き込むための柱が20本設置するよう計画されており、総面積は9.31平米となっております。

ります。

次に、ハランの育成に適した日照量について御説明いたします。

ハランの栽培については、ハランはもともと直射日光を嫌うものであり、林間などの日陰で生育され、最低生育照度は200ルクスとなっております。

営農型太陽光発電設備の下部でのハラン栽培は、遮光率70%～85%で行ったほうがハランの日焼けも起こさず適当であり、今回の計画では、営農型太陽光発電設備は、太陽光パネル同士の隙間などで日射量を調整し遮光率が70%～85%となり、ハラン栽培には適するとの知見となっております。

また、植え付けるハランは、太陽光パネルの下部に2メートルの間隔で1株ずつ植え付けし、3年目に株分けを行い、最後は50センチ間隔で生育する計画となっております。

次に、申請地は全てが「農業振興地域」の「農用地区域」となっておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当し、一時転用の期間は、認定農業者などの担い手が下部の農地で営農するため、10年間となっております。

また、一部の申請地には湧き水が出ており、土水路を設けることで営農や周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 2つほど質問です。

まず1つ、補足説明用の添付資料に、対応する議案番号を記載していただくことは可能でしょうか。

もう1つは、今の資料の中で、それぞれ囲ってあるところが営農型の太陽光パネルを設置する場所だと思うのですが、この航空写真で見ると、囲ってある全ての農地に格子状の模様が入っているように見えます。現状、何か作付されている土地なのかどうかを教えていただけたらと思います。以上です。

○事務局（川越） まず1点目、資料につきましては、蛭原委員がおっしゃるように、議案番号等をつけ加える形にさせていただいて、資料の議案番号が分かるように、工

夫させていただきたいと思います。

次に、2点目につきまして、申請地の現況は、耕作されているところもあれば耕作放棄地になっていたところもあり、また、竹が生えているような場所もありましたので、そういったところについては、耕作ができるような状態に戻していただいたうえで3条申請を受理し、許可しております。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○15番（小倉委員） よければ売電価格を教えてください。

○事務局（川越） 売電価格につきましては、20区画ございまして、全て12円ということで確認しております。期間については、20年ということでIDに書いてあります。説明は以上です。

○15番（小倉委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの187番までを議題とします。

○事務局（川越） 番号187を御覧ください。

本案件は、受人の経営面積が4,723.08平方メートルとなっており、今回の申請で総経営面積が4,622.08平方メートルとなり、依然として5,000平方メートルを下回っております。しかし、ハウス園芸等集約的に行われるものと認められた場合には、5,000平方メートル未満でも例外的に許可できることとなっております。そのため、3条の農地の権利取得者として要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） 187番の案件ですけれども、面積が120平米の農地と19平米の

農地の交換ということですが、これについては、交換差益、差金が発生するだろうと思いますが、手続き上、問題は無いのでしょうか。

○事務局（川越） 交換について、例えば面積が一緒でなければいけない、資産価値が一緒でなければいけない等の基準はございませんので、問題ないと思っています。また、先ほど日高隆志委員がおっしゃったように、結局面積が違っていると価値も違うということで、当然その分について差が出てくると思います。それについては、代理で入られている行政書士に確認して、差額等が生じたときには適正に対処していくという話は聞いております。説明は以上です。

○1番（日高委員） ありがとうございます。これは譲渡所得が発生するということになるわけですかね。

○事務局（川越） 今、日高隆志委員がおっしゃった内容については、詳しいことは分かりませんが、お調べさせていただいた限りでは、譲渡所得が発生する可能性がある場合の旨の記載がありました。説明は以上です。

○1番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの191番までを議題とします。

○事務局（川越） 番号188を御覧ください。

本案件は、遺贈による所有権移転の申請です。遺贈とは、遺言により、被相続人の死後、財産の全部または一部を相続人以外の人に譲ることです。なお、被相続人の死後、弟である受人に農地の一部を譲ること、長男を遺言執行者として指名する旨が公正証書に遺言されており、遺言執行者が遺言に従って遺贈の申請を行っております。

また、受人は3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

最後に、番号 190 を御覧ください。

本案件は、受人の経営面積が 4,955 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で総経営面積が 5,942 平方メートルとなり、3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

また、同様に総経営面積が 5,000 平方メートルを上回る案件は、番号 191 がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可することに決しました。

議案第 50 号農地法第 4 条許可について、5 ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第 4 条許可について説明します。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号 41 を御覧ください。

申請人は宮崎市大字島之内在住の農家です。申請地は、宮崎市大字塩路にあります宮崎市フェニックス自然動物園から北西に約700メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地の一部を農業用倉庫として利用しており、今回新たに露天貸駐車場として利用したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロック等を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 42、6 ページの番号 44、45、46 です。

なお、番号 42、44、46 の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号 43 を御覧ください。

申請人は宮崎市佐土原町下田島在住の農家です。申請地は、宮崎市佐土原町下田島にあります宮崎国際ゴルフ倶楽部から北に約1キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地に砂利混じりの土が混入している状態で、今回新

たに通路として利用したく追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用し土砂の流出に留意し、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまゝす。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第51号農地法第5条許可について、8ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案

として上程しています。

それでは、案件について説明します。

番号 145 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の農家、受人は宮崎市田野町に本拠を置く畜産業を営む法人です。

お手元の「農地法第 5 条許可資料」を御覧ください。

1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市田野町にあります田野駅から北西に約 3.2 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に牛舎等を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない集団性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、牛舎及び堆肥舎は床にコンクリート底盤をはり、屋根をつけ、雨水が家畜排泄物と混ざることによる汚水発生を防止します。また、牛舎からの糞尿は、おがくず等に混ぜて堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えています。さらに、畔等を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は市道側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

次に、番号 146 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市南方町在住の個人、受人は福岡市東区に本拠を置く工業用資材の製造販売業等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字新名爪にあります宮崎北高等学校から南に約 700 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を露天資材置場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、1 筆が上下水道本管の沿道沿いで、かつ半径 500 メートル以内に医療施設が 2 つ以上ある農地で「第 3 種農地」に該当し、もう 1 筆が過去に農業公共投資の対象となった農地で「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「事業面積に必要な総面積に対する第 1 種農地の割合が 3 分の 1 以下」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、仮囲いやブロック塀等を

設け土砂等の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

最後に、番号 147 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字大瀬町在住の個人など 2 名、受人は国富町在住の農家です。申請地は、国富町にあります国富スマートインターチェンジから北東に約 750 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに申請地を農業用倉庫等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」及び周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「農用地利用計画に指定された用途」及び「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農業振興地域」の「農用地区域」で「農用地利用計画に指定された用途」に該当している案件は、9 ページの番号 148、149 です。

なお、番号 148、149 の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに牛舎等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1 番（日高委員） 146 番についてですけれども、これは以前、総会に上がった案件だと思います。農業委員会総会では承認された記憶がございますが、開発指導課のほうで保留になっていたということで、再度また申請をし直したというように聞いておりますが、そのような案件が他にもあるのでしょうか。当然総会での承認は受けているわけですから、承認を受けて実行しないのであれば取下げをするべきだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（領家） 本案件につきましては、平成30年に一度総会にかけて、許可相当とされております。ただ、日高委員が言われたとおり、開発指導課と農地法の許可については同時許可になりますので、開発指導課のほうで止まると、こちらで総会にかけても許可相当という状態で、許可書の発出まではしていないものになります。本案件は、間に行政書士が入っているんですけども、前回の申請時と同じ申請者が再び当該地を使いたいということで、一旦数年前の許可申請の取下書の提出があった上で、もう一度総会に諮っている案件になっています。以上です。

○1番（日高委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、番号145番につきましては、県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

次に、9ページから10ページの150番までを議題とします。

○事務局（領家） 番号150を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市田野町在住の個人、受人は山口県山口市在住の個人です。申請地は、宮崎市田野町にあります田野駅から南東に約1.4キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに一部の申請地を一般個人住宅敷地として利用しており、今回新たに一般個人住宅を建築することから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、ブロック等を設け土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、12ページの番号152、153です。

なお、番号 152、153 の案件については、始末書付の案件となっております。農地法の許可を得ずに一般個人住宅敷地等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○17 番（片上委員） 148 番と 149 番は関連がございますが、これについて少し確認をさせていただきたいと思います。148、149、それと 6 ページの 43 の案件については関連がございますが、全て始末書付の案件でございます。これは、私、農業委員が定期的に農地パトロールをして事業主との意思疎通を図れば防げた案件ではないかと反省しているところでございます。そこを踏まえて確認をさせていただきたいと思えます。

この案件の申請地の道を挟んで向かい側の土地で、一昨年、今回と同じような案件が発生しております。そのときに、事務局と地元委員とで、何故このような違反案件が出るんだろうと、再三再四、協議を行いました。農業委員の私としては、早く許可を出してやりたい、早くどうかしてやりたいと思っておりました。一昨年は、違反の危険がありながらも許可するということだったんですけれども、許可したら、また同じような案件が発生しますよ、そのときにどのように対応しますか、と事務局に確認をしました。事務局は、同様の申請が行われても、受け付けませんという回答でした。以上を踏まえたうえで、私個人としましては、今回の案件は受け付けられないのではないかと理解しているんですが、いかがでしょうか。

○事務局（川越） この件につきましては、今回の分につきましては事務局として受け付けさせていただいて、これ以降については、受付はしていかない、やっていかないということで確認しております。

今、片上委員が話された内容について御説明させていただきますが、まず、なぜこういった形になったか、改良届の概要から説明いたします。改良届の内容につきまし

ては、営農上の改善を図るために、農地に良質な土壌を客土するなど、農地の改良をする際に提出していただく届出です。したがって、農地に宅地を建てるための造成など、農地以外の目的で行う埋立てとは区別しているということになっています。しかし、先ほど言われましたように、一部、畜舎等を建設する目的で農地改良届を提出する事例も見受けられますので、事務局としては、このような事例に対処すべく、耕作者に対して農地改良の適切な運用を行うよう指導を行っているところであります。

今回の転用申請を受け付けた理由としては、まず、農地の埋立てに際し、事前に搬入する土の厚さや性質などについて細やかな指導を行っておらず、申請者と事務局の間に農地改良について齟齬が生じていました。また、申請者が農地改良届の解釈に誤りがあったことを認め、始末書を提出した上で、当初の計画どおり飼料栽培に取り組んでいること、整備する施設が今回の申請のとおり農業用施設である畜舎で、地域営農の発展に寄与するものであること、こういった事情を鑑みた上で、事務局としては転用を受け付けたところです。

ただし、このような事例が繰り返し行われぬように、関係部署等に対して再発防止のための文書を資料として地区別連絡会でお配りしました。今回も資料をつけておりますとお知らせし、関係部署等に通知したところであります。あわせて、地区別連絡会でも御説明しましたように、農業委員や推進委員の皆様にも、農地改良に関する運用や、その指導及び助言、また周知啓発等に御協力をお願いしたいというふうに考えております。説明は以上です。

○17番（片上委員） 分かりました。牛舎の建設に反対しているわけではなくて、この事務の進め方、前回の反省を踏まえて、今回どういう措置があったのかというのがあまり見受けられませんでしたので、質問させていただきました。私たちの活動不足で事務局にこのような文書を発出させたことを大変残念に思っておるところでございます。

どうせ事業をするなら、事業主にも気持ちよくスタートを切ってもらいたいと私たちも思っております。私が農業委員になりまして、2カ所か3カ所ぐらい牛舎を建築する事案があったんですけども、その方たちは、最初から牛舎を造りたいということで申請を行っておりました。今回の案件や、一昨年案件は、違反の繰り返しで来

ておるわけでございます。係長からの回答で、申請者と事務局との間に齟齬が発生したと説明がありましたが、これは、工事、事業を進める前から、私たち農業委員、最適化推進委員と事業主、地域の方たちとの齟齬があったのではないかと考えております。今後、同じような案件が発生しないような対策についての勉強会等の場を設けていただくとありがたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 賛成多数により、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページから 12 ページの 151 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号 154 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字細江在住の農家など5名、受人は福岡県福岡市博多区に支店を置く土木建築業などを営む法人です。申請地は、宮崎市清武町にあります清武インターチェンジから北に約1.2キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を工事作業ヤード等として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、農地と距離をとることで土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透及び水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 私はこの申請地の現地確認を行いました。その時は高速道路の車線を増やすための工事に係る一時転用と伺っておりました。難しく説明するより、高速道路を拡幅するための工事に係る一時転用ですよと言っていた方が分かりやすいかと思いました。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページから 17 ページの 165 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 52 号農用地利用集積計画の決定について、18 ページから 37 ページの 546 番までの利用権設定分を議題とします。

○事務局(新川) 議案第 52 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、18 ページの番号 167 番から 24 ページの番号 177 番までの 11 件でございます。

利用権設定につきましては、25 ページの番号 525 番から 37 ページの番号 546 番までの 22 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 2 件、新規設定が 7 件、賃借権の再設定が 2 件、新規設定が 10 件、中間管理の特例事業による貸借が 1 件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号533番について、この案件を見ると、使用貸借権で4,208平米を借りられるという内容になっております。受人は、経営面積は2,390平米、それも借地ということですが、この方は果たして農家として認められる方なのでしょうか。

○事務局（新川） 申請番号533番についてなんですけれども、通常は、今、蛭原委員がおっしゃられたとおりの考え方で、基盤強化促進法に基づく利用権設定は難しいかと思うんですけれども、西都市農業委員会事務局に、受人が西都市で2町ほど耕作地のある認定農業者で、全耕作要件も満たしているという確認が取れましたので、議案として上程させていただいたところでございます。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

もう一つ、546番の備考欄に特例事業というふうに書いてあるんですけれども、特例事業の意味を教えてくださいと思います。以上です。

○事務局（新川） 特例事業というのが、農業振興公社を通して農地を売買する事業となっております。即売りタイプ、一時貸付タイプ、分割払いタイプと、3つのタイプがございます。即売りタイプは、通常のあっせんとは大きな違いはありません。一時貸付タイプと分割払いタイプについては、農地所有者から農業振興公社が農地を買い受けると同時に、将来の買い手となる農家に、買い受けた農地の貸付を行い、その貸付期間中に農地取得用の資金の準備をしていただいて、貸付期間の満了と同時に売り渡すという事業となっておりますので、農地を買いたいけれども、資金の準備がすぐにはできない方等に活用を勧めてます。説明は以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、38ページから45ページの所有権移転分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員、松田真郎委員の退室を求めます。

(15 番小倉俊博委員、24 番松田真郎委員退室)

○事務局（新川） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、38 ページの番号 547 番から 45 ページの番号 560 番までの 14 件でございます。

また、44 ページの番号 560 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員、松田真郎委員の入室を求めます。

(15 番小倉俊博委員、24 番松田真郎委員入室)

○議長（松田） 議案第 53 号農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、別添冊子の資料を議題とします。

なお、本案件につきましては、経営改善推進委員会に意見の立案の付託をしておりますので、鬼塚委員長から説明をお願いします。

○5 番（鬼塚委員） 経営改善推進委員会委員長の鬼塚です。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書は、「農業委員会等に関する法律」の第 38 条第 1 項に基づき、行政機関の長に提出を行うものです。

内容につきましては、経営改善推進委員会で審議を重ね、今回、総会に議案として提出するものです。

それでは、意見書の全文を読み上げて説明といたします。

別紙の資料のほうを御覧ください。

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

貴職におかれましては、日ごろから農業・農村の振興、及び、私ども農業委員会の運営に対しまして格別のご理解とご支援を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、わが国の農業を取り巻く状況は依然として厳しく、本市においても農業従事者の高齢化や担い手不足、これらに伴う遊休農地の増加、有害鳥獣や自然災害による被害等、多くの問題が顕在化しています。

さらに、今般の国際情勢に伴う農産物価格の低迷や物財費の高騰が著しく、農業者の自助努力だけでは対応しかねる事態が多く存在する状況です。

こうしたなか、農業委員会では、主要業務として位置づけられている「農地等の利用の最適化」に向けて「担い手への農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」について重点的に活動を展開しています。

市におかれましても、多くの難局を打破し、本市農業の一層の発展を進めるにあたりましては、これまでの各種施策の効果を高めるための創意工夫が必要になると考えているところです。

つきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策に関する意見」を取りまとめましたので、令和 5 年度の予算編成及び今後の本市の農業農村施策に反映していただきたく提出いたします。

宮崎市長 清山 知憲 様

宮崎市農業委員会
会長 松田 実

1 肥料価格高騰対策としての家畜排せつ物の有効利用について

(1) 現状と課題

今般の国際情勢に伴う物価高騰は我が国の経済全体に深刻な影響を与えていますが、

本市で生産されている農作物の多くは市場原理や消費の動向に大きく左右されるため、資機材や燃料等の上昇分を販売価格に転嫁することが困難な状況です。

こうした農家経営の窮状に対する支援が行政各般において進められており、国では肥料コストを抑えた施肥体系への転換促進のための事業を打ち出していますが、土壌診断の実施や化学肥料施用量の低減等が義務付けられており、取組は容易ではありません。

化学肥料の価格が高騰する中、家畜排せつ物を堆肥として有効に活用する耕畜連携の取組は、稲作や露地野菜、施設園芸等、耕種分野全体にとって有益なものとして期待されます。

(2) 要望

肥料価格高騰の影響を受けている全ての農業者が関連施策の対象となるよう耕畜連携等の条件整備の推進

2 基盤整備事業の推進について

(1) 現状と課題

近年、高齢化に伴う農家人口の減少や耕作放棄地の拡大が進んでおり、このままでは地域農業の継続が困難となることが懸念される状況にあります。

このため、国では、農業の成長産業化に向け、地域ごとに目指すべき農地利用の将来計画について話し合い、農地の集約化と担い手の確保・育成を推し進めるため、本年5月に農地関連法を改正したところです。

この中で、これまでの「人・農地プラン」は「地域計画」として法的に位置付けられ、今後は、地域での話し合いに基づき、担い手として位置付けられた将来の利用者への集約化が大きく進展するものと期待されます。

一方で、農地をまとめて引き受けるような大規模経営体においては、農地の大区画化や排水性の確保のほか、機械や施設の導入を含めた生産基盤の整備が不可欠となりますが、補助事業を活用する場合にも要件等の達成の見込みが困難であるため取組は容易ではありません。

(2) 要望

① 地域農業の将来計画についての話し合いに県やJAと連携して参加し、地域の抱える問題解消に向けて補助事業活用への誘導等と併せた総合的な支援の推進

② 「地域計画」に基づく地域の営農計画の実効性確保のための基盤整備事業の導入と財源の確保

3 有害鳥獣対策の拡充について

(1) 現状と課題

野生のイノシシやサル、シカ等による農作物被害の防止対策については、電気防護柵の設置や駆除班による捕獲活動に継続的な支援をいただいているところですが、依然として、山間部周辺を中心として営農継続に深刻な影響を及ぼしています。

有害鳥獣による農作物被害は、農業収益の減少、営農意欲の減退に繋がり、農地の遊休化を進める要因となることが懸念されますが、遊休農地が増加することで更なる被害の拡大が心配されます。

(2) 要望

① 電気防護柵等の侵入防止施設の整備費用支援予算の拡充

② 有害鳥獣の捕獲活動等の担い手に対する育成支援の推進

以上が意見書の内容となります。

○議長（松田） 意見書についての説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局（長谷川） ただいまの意見書の内容につきまして、9月中に会長以下、経営改善推進委員会の皆様と、市長にじかに意見書を手渡す予定でございます。関係者の方につきましては、また日程調整について御協力をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○議長（松田） 何かございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局に説明を求めます。

○事務局(長谷川) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第50号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数3件でございます。

報告第51号は、農地法第5条第1項第7号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数18件でございます。

報告第52号は、農地法第4条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数8件でございます。

報告第53号は、農地法第5条第1項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数24件でございます。

報告第54号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数2件でございます。

報告第55号は、「農地法第3条の3相続等による権利移動について」でございまして、その数14件でございます。

なお、報告第50号、第51号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第52号、第53号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(松田) ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第9回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時16分閉会